

令和8年度置き型授乳室プロモーション強化業務委託仕様書

第1 委託業務の名称

令和8年度置き型授乳室プロモーション強化業務

第2 業務の概要

1 背景と目的

宮城県の令和6年の合計特殊出生率は、1.00と全国平均を下回る深刻な状況が続いており、令和3年度に実施した県民アンケートにおいては、外出先で授乳スペースがなく困った経験があるとの回答が多く、県内の授乳室設置箇所が少ない、設置していても情報発信が不十分といったことが課題である。

こうした中、県では令和3年度から、部局横断チームで構成された「みやぎ・どこでも授乳室プロジェクト」を始動し、県産材を使用した工事不要の置き型授乳室の制作や県内商業施設等へのモデル設置に加え、置き型授乳室の設置費用の一部助成を行ってきた。

「お出かけしやすい環境整備」のためには、県内事業者や市町村による置き型授乳室の設置をより一層促進する必要があり、広く普及啓発等を図る観点から、プロモーション強化業務を実施するもの。

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで

3 履行場所

宮城県内

4 用語の定義

「置き型授乳室」＝施設を改修することなく設置でき、利用者に個室空間を提供できるもので、仕様書又は取扱説明書に「授乳用」であることが明示されているものをいう。

「工事不要」＝既存の施設の改修を伴わないことをいう。（耐震補強のための商品固定は「工事」には含まない。）

「県産材」＝合法な手続を経て伐採された宮城県産の原木を県内で加工した木材製品で、県内木材関係団体で設立した「みやぎ材利用センター」が県産材として証明した製品をいう。

第3 業務内容

「置き型授乳室」及び「宮城県置き型授乳室設置促進事業補助金」（以下、「置き型授乳室等」とする。）を広くPRし、県民の認知度向上を図るとともに、県内事業者等に補助金活用及び置き型授乳室の設置・普及を目的として、次のことを実施すること。

なお、それぞれの業務のスケジュールを作成し、提出すること。

1 置き型授乳室のカタログ作成

「置き型授乳室等の周知活動」を円滑に行うため、発注者が公募等を行い、指定する複数（3～5社程度を想定）の置き型授乳室の制作者と製品情報をまとめたカタログを作成すること。
なお、内容・デザインについては、令和7年度宮城県置き型授乳室プロモーション強化業務（以下、「昨年度事業」。）の成果品を活用するものとし、部数は500部とする。

2 置き型授乳室等の周知活動

置き型授乳室の普及のため、補助金の交付対象である県内事業者や市町村（以下、「県内事業者等」という）を対象とし、置き型授乳室等の周知活動を実施する。

(1) 県内事業者等へ補助金等の案内を送付の上、県内事業者等を訪問（120社程度を想定）し、置き型授乳室等の活用について案内を行うこと。

なお、県内事業者等を訪問した結果については、毎月報告をすること。

(2) 案内送付先及び訪問先の選定については、受注者の提案によるものとする。

なお、提案する事業者等の情報（企業団体情報等）を提示した上で、発注者と協議の上、決定する。

(3) 案内を行うための資材については、上記1及び下記3並びに県が作成した補助事業周知チラシとし、送料は本委託費から支出すること。

(4) 訪問先の県内事業者等では置き型授乳室等の案内のほか、県内事業者等のニーズや補助金への要望等も確認すること。

(5) 市町村を訪問した場合は、当該市町村に（1）の案内とともに設置候補施設の提案を行うこと。

3 置き型授乳室のステッカー作成

置き型授乳室は、設置者により用途が授乳に限定されないもの（搾乳、子どもの着替え等）もあるため、利用者及び周囲の理解につなげるため、置き型授乳室に張り付けるステッカー（ピクトグラム等）を以下のとおり作成すること。

作成したステッカーについては、2（1）の企業等訪問の際などに、県内事業者等で設置している既存の授乳室用に必要に応じて配布すること。

なお、内容・デザイン等については、昨年度事業の成果品を活用することとする。また、県産材を活用した置き型授乳室への活用を想定し、木材にも貼付できる素材とすること。

(1) ステッカー（搾乳が可能であることが分かるもの） 200枚程度

(2) ステッカー（こどもの着替えが可能であることが分かるもの） 100枚程度

4 置き型授乳室等のプロモーション業務

置き型授乳室の利用者や補助金対象となる県内事業者等を対象に、次のとおり効果的なプロモーション業務を行い、置き型授乳室設置促進に向けた機運の醸成を図ること。いずれも、実施時期及び内容は、受注者の提案とし、発注者と協議の上、決定すること。

(例)・Instagram等のSNSを活用し、置き型授乳室設置施設を紹介

・経営者等が集まる交流会やイベント等に参加し、置き型授乳室及び補助金を紹介

・公共の交通機関や施設など人が多く集まる場所で、置き型授乳室及び補助金に関するデジタルサイネージ広告の掲示

第4 包括的事項

- 1 本仕様書に定めのない事項については、随時発注者と協議すること。
- 2 上記事業間の連動により、効果的な事業実施となるよう時期や場所、手段などを工夫すること。
- 3 本業務実施に当たって、周知先、場所、日程、デザイン等の決定は、発注者と事前に協議すること。
- 4 発注者との協議等の打ち合わせ記録を作成し、その都度、発注者に提出すること。
- 5 本業務において撮影した画像データ及び制作した各デザインデータ等について、著作権は発注者に帰属するものとし、二次利用可能な高画質のデータとしてCD-R等に保存し、発注者に納品すること。
- 6 上記業務実施に必要な一切の費用は、委託金に含むものとする。
- 7 本業務の成果物として「業務実施結果報告書」を作成し、業務完了報告書に添付して提出すること。
- 8 各業務の成果指標及び事業実施目標は別表に記載のとおりとする。
なお、各業務終了後に、効果測定を行い、成果指標の達成状況を上記7の「業務実施結果報告書」に記載すること。
- 9 第3の1～3に係る昨年度事業の成果品データは、業務契約締結後、県から支給する。

第5 参考

みやぎ県ホームページ

「みやぎ・どこでも授乳室プロジェクト」

URL : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kosodate/junyushitsu-tukuru.html>

「置き型授乳室設置促進事業補助金について」

URL : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kosodate/junyushitsu-hojo.html>

「宮城県の「置き型授乳室・県有施設」設置スポット」

URL : <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kosodate/junyushitsu-list.html>

別表

受注者は、(1)の成果指標の実現のため、(2)による事業実施目標を定め、提案書に記載すること。

(1) 成果指標

項 目	内容
置き型授乳室設置促進事業補助金の利用者の拡大・開拓	置き型授乳室設置箇所の拡大 ① 置き型授乳室の補助件数 50基分 ② うち、県産材を利用した置き型授乳室の補助件数 25基分 ※補助対象の置き型授乳室の要件 (1) 「赤ちゃんほっとステーションみやぎっこ授乳室」ステッカーを貼付していること。 ※補助対象の県産材を利用した置き型授乳室の要件 (1) 上記の要件に加えて、県産材を0.3立方メートル以上使用しており、当該使用量が仕様書又は取扱説明書により行うことができること。 ※宗教法人は補助対象事業者とならないことに留意すること。

(2) 事業実施目標

項 目	受託者が実施する内容及び目標
置き型授乳室等の周知活動	県内事業者等への訪問件数 120件